

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成30年12月14日（金）
午前10時～12時1分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員15名（議長）黒川武
（議員）櫻井伸賢、大野慎治、鈴木麻住、塚本秋雄、相原俊一、鬼頭博和、須藤智子、梅村均、梶谷規子、木村冬樹、堀 巖、宮川隆、関戸郁文、伊藤隆信
- 5 出席者 行政課長 佐野剛
- 6 事務局出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕
- 7 上申書提出者 柴田昌明
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

（1）公職選挙法第199条の2の規定による寄附の禁止に関する議員の行動について

黒川議長：関戸議員より説明を求めます。

関戸議員：状況説明。平成28年に開催された川井区の花見会において、私と県議会議員がそれぞれ酒1升1,200円相当を持参し、それが掲示されたことについて問題があるということで、これについて説明する。

（資料「議会運営委員会11月27日」1頁及び2頁の関戸委員の冒頭説明のとおり。）

今回、平成30年に手紙が来たということで、県議会事務局にも同じような手紙が送られており、県議会議員が説明したところ、県議会事務局はアクションは取らないということだった。

堀議員：今の説明は11月27日の議会運営委員会で行った関戸議員の発言と同じもの。確認したいが、議会運営委員会の中で、最初平成29年は失念したと説明があった。その後に29年も持って行っていないはずと訂正された。平成29年、30年も持って行っていないか。高桑県議会議員は平成29年、30年も持って行っているという証言があったが、この2点について再度確認する。

関戸議員：29年、30年は、私は持って行ってない。高桑県議会議員は確認していない。

堀議員：川井町の花見会だったが、他の市内の行事に持って行ってないか。

関戸議員：お酒や他の物品を持って行くことはやっていない。

木村議員：お酒をお祭りに会費として納めたという説明だったが、その後に

県議会議員と共に、絶対掲示しないようお願いしたと言っている。なぜ掲示をしないようにお願いしたのか。

関戸議員：誤解を招くといけないので、そのようをお願いした。

木村議員：どのような誤解を招くと考えたのか。

関戸議員：寄附行為という誤解です。

木村議員：公職選挙法で罰則を伴う寄附行為に当たるのではないかということ想定したのではないか。いかがか。

関戸議員：全体の話になってしまうが、先輩議員と相談して持って行くことになったが、その地域ごとのルールがあると思う。本町の場合は、金額を合わせて、先輩議員からの申合せで玉串料を持って行くことがあるが、今回も先輩がこうやってきたということで、社会通念上の儀礼の範囲ということだと思っている。そう思わない方もいるので、危惧があったかもしれない。

木村議員：平成28年の頃を振り返ると、平成28年3月議会で関戸議員は一般質問で公職選挙法に違反する行為はどのようなものがあるかという趣旨の質問をしている。当時の奥村総務部長から、お祭りに対するお祝いはだめですということで、関戸議員は、その後に非常に細かい規定があるということで、選挙管理委員会とその都度確認することが必要だという発言があった。この際は選挙管理委員会に確認したか。

関戸議員：していません。

黒川議長：他に議員から発言はあるか。

梶谷議員：のちに江南警察署の方が来られたが、何月何日にどこに何人来たか。3人と言われたか。

関戸議員：4月3日の1週間後の4月10日頃であったと記憶する。場所は私が市役所に用があったので、市役所8階の応接室を利用させていただいた。10時からだったと思う。

梶谷議員：4月10日頃の1回だけで、警察がそのように言われたのかとびっくりしますが、「手ぶらではいけませんよね。」で、その後は警察からはなかったのか。

関戸議員：まったくございません。

大野議員：議会運営委員会で発言したことと同じことを発言させていただきますが、私たちも川井町の皆さんからお声掛けいただき、参加したが、チケットを売っているので、買ってくださいと事前に言われた。そういう制度があるとのことであった。私は食事代のチケットが売られていたので、それを買った。そういう制度だと聞いていたので当然である。お酒を持っ

て行くことは、事前に持っていかれたと思うが、行くときに持って行ったということで間違いはないか。

関戸議員：事前に私はチケット制のことは聞いていなかったの、先輩議員の言うとおりにお酒を持って行き、お渡ししたのは事実である。

大野議員：事前に持って行くのは寄附行為に当たると認識していたのではないか。会場に行けば、町内町外の方は購入の制度だと聞いていたので、事前に持って行かなくても会場で買えるということは、会場にいれば分かったのではないか。

関戸議員：分かりませんでした。

鈴木議員：私たちも初当選して初めてお誘いがあり、28年同じ時に花見会に行った。大野議員が言われたように、そこでチケットを買って飲食した経緯がある。関戸議員の説明の中に、初めて参加したと、毎年会費は受け取っていないというのは県議会議員から説明があった、会費として酒を持って行った。ところが、掲示されているのは、寄贈として関戸議員と高桑県議会議員の名前が掲示されていた。会費で納めたものがなぜ寄贈となったのか。会費を受け取ってもらえないということを前提で持って行くというのは、会費は会費で、お金で持って行くのが通常だと思うが、お酒が会費になるのか、そのへんはどのような考えか。

関戸議員：申し上げたとおりで、先輩議員の指導の元で持って行ったということである。

堀議員：関戸議員に対する質問でなくてもよいか。

黒川議長：これに関連することであれば構わない。

堀議員：弁護士のためにはらまことさんのブログがわかりやすいので紹介したい。そもそもお祭りやイベントで会費制かどうかがポイントである。会費制というのは町内全員の義務で一律2,000円だと広く知れ渡っていて皆が持って行くもの、それが会費の意味だと書かれている。町内全員の義務を持つ支払いではなくて、意思を持つ人が任意で行うものとなると、債務の履行とは言えず、寄附に当たり公職選挙法違反になるということを書かれている。一般の人や地元の人、政治家が寄附してくれるのはありがたいという気持ちが当然に沸く。よって、掲示板にそのありがたさの意味を込めて掲示するということになる。掲示されたことをとがめるのではなく、解釈を誤ってお酒を会費として持って行ったこと自体が軽率だと判断する。このことについて、反論する方があれば言っていただきたい。

黒川議長：関戸議員、ただ今の発言に関し何かありますか。

関戸議員：繰り返しになるが、反論というか何度も同じことになりませんが、

今までのルールだと私は思っていたので、持って行ったということである。
鈴木議員：その場には高桑県議会議員と関戸議員と我々3人、創政会の方々も何人かいた。創政会の他の方たちは一緒に行ったのか。創政会の他の方たちは会費としてお酒を持って行かれなかったのか。その辺はどうか。出席された方。

黒川議長：（確認により須藤議員のみ。）須藤議員、そのときの説明をお願いします。

須藤議員：私が最初に行ったのは28年で、県議会議員と関戸議員と私の3人で行き、2人は会費としてお酒を持って行ったということで、私は飲食のチケットがあったので、そのチケットで食事をしたということでした。

黒川議長：よろしいか。

須藤議員：お酒は持って行ってない。

黒川議長：須藤議員は自身も参加したが、酒を持って行かずにチケットを購入して食事をしたということではよろしいか。

須藤議員：そのとおりです。

鈴木議員：会費は、チケットを買えたわけですね、今の発言で。我々もチケットを買って飲食した。関戸議員の発言ではチケットは買えないということで、その代わりに会費としてお酒を持って行ったという発言だが、チケットは買えたわけですね。

須藤議員：私だけはね。わかりませんが、誘われて行ったが、手ぶらで行ったが、その場でチケットがあった。2人はそういう状態だったのでその時は買わなかったかもしれない。私はチケットで飲食した。

黒川議長：他に、議員から聞きたいことがあればお願いしたい。

相原議員：先ほど梶谷議員からも質問があったのだが、関戸議員へ伺います。

4月10日に警察が来た。庁舎8階の応接室というか議員懇談室で、3人の警察官とのことだが、何か持ち物を持っていなかったか。ようするに、録音テープとかは持っていなかったか。

関戸議員：何も持っていらっしやらなかった。

相原議員：1時間となると懇談的な話だけではないと思うが、そのへんはどうなんでしょう。このところで説明が少なすぎるのかなと思った。

関戸議員：全体の時間が1時間くらいで、平成28年のお酒の件はすぐに終わり、そのあと1時間くらいは特に関係のない話だった。だから説明はしなかった。いわゆる雑談、社会の雑談であった。

相原議員：これが28年の4月10日、以降はまったく警察からアクションはなかったか。確認です。

関戸議員：まったくありません。

塚本議員：ではお尋ねする。関戸議員が言われた、毎年会費は受け取ってもらえなかったから28年はお酒を持って行ったと言われているが、もともと毎年会費は受け取ってもらえない、来賓なのか、そういう立場だったと私は思うのだが。28年は会費という文書とか会費制という、向こうの人が言われたのか。

関戸議員：28年に私は初めて行ったので、県議会議員はずっと行っていたと思う。これは確認していないのでそう思う。すべて県議会議員からの話で、直接役員と事前にコンタクトは取っていない。県議会議員が言った会費を受け取ってもらえないというのが事実であります。

塚本議員：木村議員の答えに社会通念上という言い方をされていたが、議員でなければ社会通念上というのはあると思う。普通の人ならば選挙に出るわけではないから。議員は公職選挙法があるということは、寄附を贈らない、求めない、受け取らないと三つのことが制約されて議員になる、候補者になる。議員に社会通念上、特にお祭りに寄附、あるいはお酒を持っていくというのは会費って感じにはならないので、そこの考え方はもともとなかったのか、一般質問している以上この認識を聞きたい。

関戸議員：何度も同じことを申し上げるが、先輩議員のやり方にのっとなってやってきたということである。

塚本議員：先程、相原議員のところ警察との面談の時に、当然聞かれたなら対応があると思うが、その時にわざわざ警察の人が来たのに、何も、ごくろうさんとか、その時は謝ってないということで良いか。そのことで来たわけだから、疑義があったから来たわけだから、その時には、手ぶらでは行けないですよということを言って警察は帰って行っただけでしょうか。

関戸議員：申し上げた通りです。

大野議員：関戸議員は、川井町はチケット制だったが、会費の代わりにお酒を持って行っても問題無いという認識なんですね。

関戸議員：本当に何度も同じ回答となって申し訳ないが、先輩議員の指導を、今までやってきた方法にのっとなってやっている。

大野議員：木村議員も言ったが、28年3月に一般質問してなくて、1年生議員で失念していることはあるかもしれない。あなたは公職選挙法のことを質問して、全て確認して分かっているのだから、質問者として。こういうことをしてはいけないと分かっていたのではないか。認識していると決まっている。問題があるから掲示しないでくださいと言うに決まっている。問題が無いと思っているなら、会費として納めますと言えばいいことであ

る。寄附行為とと思っているから掲示しないでくださいと言っているのと同じですよ。

黒川議長：聞きたいことは端的に述べてください。

大野議員：寄附行為ということ認識していたから掲示しなかったということでもよろしいか。掲示してほしくないと言ったということでもよろしいか。

関戸議員：何度も同じことを申し上げるが、誤解を招かれることがあるかもしれないということで、お願いしたということです。

鈴木議員：先輩議員が社会通念上お酒を持っていくんだよと言うからお酒を持って行きました。これは寄附行為に当たると、会費だから良いと、今でも思っているのか、これは寄附行為に当たっているのか、現在どのように思っているか。先輩議員が言ったからではなく、公職選挙法に照らして、自分がやった行為は寄附行為に当たるのか当たらないのか、公職選挙法に抵触するのかわからないのか、どのように思っているか。

関戸議員：抵触しないと思っている。

黒川議長：その前に関戸議員、公職選挙法における、寄附をしてはいけないということについて。

関戸議員：寄附をしてはいけないということは十分に理解している。

黒川議長：今言われた抵触しないということと、寄附をしてはいけないという認識と、その前段で発言された抵触しないという整合性はどうか。

関戸議員：寄附行為は公職選挙法に抵触します。これは認識している。今回会費として持って行ったことに関しては寄附行為になるかどうかは、今いろいろ話を聞いてきた中で、考えるところはあるが、私のその時の判断は寄附行為にならないと考えて、先輩議員と一緒に持って行った。

黒川議長：その時の行為は、会費の代わりに酒を持参したことは、寄附行為ではないという考えで、平成28年は酒を持参したが、今考えると、その当時の行為が正しいものであったかどうか、今ではどうか。

関戸議員：結論は出ていないが、考えさせていただきたいと思っています。

堀議員：その時は問題無いと発言されています。議会運営委員会の中でも、11月27日時点でも問題無いと発言している。ただ、須藤議員は、触れることは関戸議員は分かっていると発言している。29年度翌年から、今でも問題無いと思っていることをどうして29年度はやめたのか。先輩議員の方は持って行っていることを知りながら、どうして自分だけ29年度はやめたのか、お聞きしたい。

関戸議員：29年度は失念しているが、30年度はチケットを買えると分かっていたので、会費として持って行くことはないの、チケットを購入し

た。29年は申し訳ないが、買ったかどうか覚えがない。すいませんがそのとおりである。

榎谷議員：28年時点では先輩議員の指導の下と何度も言われているが、問題ない、会費制として、繰り返し答えられているが、同じ会派の中でもチケットがあると分かっている人がいるのに、先輩議員の県議の指導の下という思いというか、同じ会派の中でもチケットがあるよということは28年、29年時点で、そこでチケットがあることがわからなかったのか。30年でわかったと言われているが、どうか。

関戸議員：もう少し正確に申し上げると、28年は県議会議員と私、会場で須藤議員と会った記憶です。29年は3人とも別々に行った。30年も別々に行った。29年の段階で、事前にチケットが買えることは知らなかった。

大野議員：なぜ29年だけ失念するのか。チケットを買ったら覚えているし、お酒持って行ったら覚えているし、買ったか買ってないか覚えているのではないか。

関戸議員：すいません、29年は持って行っていません。29年は持って行っていませんので、チケットを買ったと思うが、買うと手元に資料が残って、会計手続き上やっていたので、取れているとは思っていたが無いので、正確さが欠けるので、どちらかわからない。30年は払ったという実績があるので正確に申し上げたということである。

黒川議長：他に発言はあるか。

堀議員：質問ではなく、皆で情報共有したい。選挙管理委員会、愛知県の選管もこういったリーフレットを作って寄附禁止の概要、横浜市会の議会としてまとめたものもある。その中でよく引用されているのが、招待を受けた、例えば出版祝賀パーティーで、本を出版したお祝いで会費を受ける、会費制ではない、そういうところに招待された時の取扱いでどうかという話がQ&Aに載っている。その場合は、会費制ではない、招待を受けた、無料で飲食をする代わりに、議員がそれでは申し訳ないので相当分としていくらか会費として出す行為については、罰則をもって禁止されるとQ&Aでしっかり書いてある。今回、招待を受けたという概念、お誘いを受けたという言い方、町民と一緒に懇親を深めるという意味でのお誘いだと思う。一般的な会費制ではない祝賀パーティーとは違うという認識だと思うが、その点について、誤り、違っているというのではないか。

黒川議長：関戸議員、回答を。今の質問の内容は、川井町の役員から花見会をやるので来てくださいという招待を受けたという認識で行ったのかどうか。

関戸議員：その通りです。

黒川議長：堀議員に聞くが、横浜市の弁護士のブログから、そこで言っているのは、会費制でないところで招待を受けた時に、無料で飲食することは法的には問題無いということによいか。

堀議員：最初に紹介した弁護士たにはらまことさんの話と、直近で言った出版祝賀パーティの話は別の話である。出版祝賀会の話は、Q & Aに載っている話で、祝賀会で無料で飲食することについては問題がない。逆に払うことについて罰則が、違反になると書かれている。

黒川議長：たにはら弁護士のブログで専門家の考え方の紹介もあったが、お祭りの時は、例えば、招待を受けたものとして会費を払わずに無料で飲食することについてはどのような見解を示しているか。

堀議員：繰り返しになるが、出席者全員が同じ条件かどうかポイントだと言われている。さくら祭りのように不特定多数の人が集まる会に、招待制も会費制も存在しない。それはいわくら市民ふれ愛まつりでも、議員はどんな祭りやイベントでも招待されるが、それと、特定の意思を持つ、議員の意思を持つ人の行う行為は、今回のさくら花見会というのは会費制とは言えないと判断する。まず会費制は否定される。

黒川議長：そのことを協議している案件に当てはめると、招待を受けたとしても、川井町の花見会は会費制ではなく、むしろチケット制である。屋台が出て、それぞれがチケットを購入して支払っていただくというシステムできているようである。そういう場合に関戸議員が会費という認識で出そうとしたけれど、先輩議員の指導で、受け取ってもらえないから、代わりとして酒を持参したという行為のようだ。堀議員は、このような場合に議員としてどう行動すべきか、堀議員自身の考えはどうか。

堀議員：私自身は選挙管理委員会の事務局にもいたが、こういった話は非常に慎重に思っている。何回も繰り返しになるが、会費制ではないのに、会費という言葉を使って、会費その他の債務の履行としてみなされるものは寄附ではないと、ひっかけているだけで、そのことは政治家として公職選挙法を熟知、一般質問されているので、している者としては軽率な行動だったと、私は感想として持っている。

黒川議長：関戸議員にお聞きする。私と堀議員の発言を聞いて、自分が平成28年に行った行為について妥当なものだったのか、その行為は軽率ではなかったのかという指摘も堀議員から出たが、現時点でどのように考えるか。

関戸議員：どう言ったらいいか、会費という言葉が引っかかるということだ

ったのだが、単純な行為で、手ぶらでは行けないという、警察の方もおっしゃられたが、県議会議員がこのような行動を取るということで、同じような行動を取ったということである。それが、即ち、軽率な行為かどうかというのは、少し考えさせていただきたいと思っている。

堀議員：あえて言うが、関戸議員の自分のことはいいが、市民に、岩倉市は古い町だから、こういうことが慣例としてあって、持って行っていない議員のほうがおかしい、自分の行動は全く問題ないと、やってないほうがおかしいと吹聴するのはやめていただきたい。これはお願いします。

黒川議長：他に議員から発言があれば。

伊藤議員：関戸議員をかばうわけではないが、私は2年前に関戸さんから、川井町でお酒の件で警察から聴取を受けて注意されたと聞いている。その時点では問題ないと認識していた。

(注意はされていないという声あり)

黒川議長：伊藤議員、発言を続けてください。

伊藤議員：今回、文書が出回っているが、公益通報に値するかはわからないが、今回このような時期にこの件が出たことは選挙を意識したもの。今回、特に、怪文書の中身は、私の名前も入っているし関戸さんも入っている。県議会議員の名前も入っている。個人の名前を出すというのは、個人を傷つける残念な行為である。15人議員がいるが、私どもの会派、創政会には4人、その文書は来ていない。あとの11人には文書が来たと思う。これは悪質な行為だと、怪文書を読んで感じる。怪文書に女性と書いてある、主婦とか、とても主婦でこんなことを書けるものではないし、選挙管理委員会やマスコミにも送付すると書いてある

黒川議長：伊藤議員、発言を中断する。

木村議員：伊藤議員の不適切・不穏当な発言が多すぎる。怪文書だの、主婦はこのような文書を書けるわけないとか、そういう発言は不穏当発言である。相手に不快感を与える、そういった発言は控えるべきである。

伊藤議員：以後気を付けます。

黒川議長：不穏当発言のおそれがあると指摘があったが、自分の発言について修正・取消しされる考えはあるか。全員協議会は法制化された協議会であるので、すべて会議録として記録されます。よって、発言内容によっては問題有りと、そういう指摘も受けかねないので、発言については慎重に行っていただくほうがよろしいのではないかと思います。再度お聞きしますが、先程ご自身が発言された中で、不穏当発言ではないかという指摘がありました。訂正・取り消す考えがあれば述べてください。

伊藤議員：主婦の件ですか。この部分は訂正いたします。

黒川議長：どの部分を訂正されるのか。

伊藤議員：女性の方ではないという、女性でも書けます。木村議員からの指摘のあったところについて訂正します。女性が書けないという発言と怪文書は訂正する。

木村議員：怪文書という言い方は良くないと思う。出所の不明な文書とか、署名していない文書とか、正確な言い方をしていただきたい。怪文書という言い方は悪い印象を与える。

伊藤議員：主婦から文書を議員に送付されたものですから、怪文書は訂正する。

黒川議長：伊藤議員、他に付け加えることはないか。

伊藤議員：議員として過去から、主婦からの投書や、いろんな問題があるが、こうなる前に本人に、公になる前に、本人を呼んで事前に確認して、こういう会議を開くかどうかというのを事前にやったほうが良かった。

相原議員：今の伊藤議員の発言は、言葉は足りなかったが、私は共鳴する。この文書は、平成28年のことだが、最近越してきたと書いてある。ご承知ですよね。それが伊藤さんのことで、うちわを配った、それも載ってますよね。見てください。出所不明の文書であれ、おかしいところはある。

木村議員：この文書は私のところにも届いている。私は関東の町から引っ越してきた主婦ですがとなっているので、最近だとか、そういったことは載っていません。その点での指摘は当たらないと思う。

相原議員：最近というのは訂正する。

黒川議長：現在協議しているのは、公職選挙法第199条の2に寄附行為の禁止がある。それに関して、関戸議員の平成28年の花見会における行為についての協議である。そのことに集中して議論したい。

木村議員：議会の議論の中で、公職選挙法の違反行為に当たるということを、関戸議員が認めるのが望ましいと思う。関戸議員は認めないので、選挙管理委員会にお聞きします。選挙管理委員会は、市民から、こういった行為は寄附行為に当たりますかという問合せがあったらコメントすると思う。今回のケースについて、事前に聞かれたらどのようにコメントするか。

行政課長：公職選挙法で寄附は禁止というのは大原則で書かれている。但し書きで、親族に寄附をする場合を含めて3例くらい記載されている。そういったことも含めて回答する。あとは、実例として、地区の祭りにお酒や金一封を持って行くことは不適切と疑われるという回答になるかと思われる。

黒川議長：その前に、伊藤議員から、本人を呼んで確認して全体の会議を開くかどうかを決めるという発言について、私は11月20日の全員協議会において、これの取扱いについては議会運営委員会に諮ることで、みなさんの同意をいただいている。その時の意見として、全体で話すべきだというものもあった。それに従って11月27日と12月5日の議会運営委員会において、本人からの説明をいただいた。その時に傍聴した議員からも、全体で話すべきだという意見があった。臨時の全員協議会については、早い段階で決めている。そういう意味合いでは、伊藤議員の指摘は当たらないと議長は考える。

木村議員：選挙管理委員会からのコメントを受けて、関戸議員がどのように感じたか。

関戸議員：繰り返しになるが、寄附は禁止行為であると十分に理解している。今回の私の件に関しては、寄附行為かということについて少し考えさせていただきたいと思っている。何度も繰り返しになるが、前例、これまでの習わしに従ってきたというところである。よろしく願います。

木村議員：不適切だと選挙管理委員会の発言であったが、何をこの際考えるのか。

関戸議員：どう発言したらいいか迷っている。

木村議員：関戸議員は岩倉市議会の政治倫理条例を読んだことはあるか。

関戸議員：あります。

木村議員：その2条くらいに、議員は疑念を持たれた時に、みんなの前で明らかにしなければいけない、釈明しなければならないと規定されていると記憶する。公職選挙法についてはもちろん守るべきものだが、ここまで明確になっていることについて、なぜ認めないのか理解できない。やはり政治家は疑念を持たれたら釈明して、問題が有るということを態度を明らかにすることが求められる。そういったことに関戸議員はどのように考えているか。

関戸議員：今、釈明しているつもりである。繰り返すが、その時はそう思っていた。今は、もう少し事例を考えて結論を出したほうがよいと考えている。

黒川議長：関戸議員から、平成28年は会費代わりの酒として適正であったという認識であったが、現在いろいろ議論する過程の中、選管の担当課長から不適切であると、疑いは免れないと、関戸議員が今どう思うかについては考えたいということなので、これ以上議論しても意味がないので、議長としては、議員各位がよく考えて判断してほしい。この場は結論を出す

ところではないので、協議の場でお互いが意見を述べ合う場でもある。教訓めいたものも多々あったと思うが、関戸議員の行為については各議員で判断してほしい。関戸議員問題はここで終わりたい。これに関連して上申書が市民から出ている。今日も出席いただいている。発言があれば、その前に、上申書を提出した市民からの発言は認めたいと思う。ここでの発言は会議録として記録される。氏名は公開を希望しないのであれば、その旨申し出てください。公開してもよろしければ、氏名を名乗ってから発言してください。発言の内容については、上申書に記載されている範囲内でお願います。

上申書提出者：柴田昌明です。関戸議員に質問したい。4月10日に警察が3人来たが、この写真をもとに来たのか。

関戸議員：そうだと思う。写真を見せてもらったわけではない。

上申書提出者：公職選挙法違反に係る酒の提供は親告罪かどうかご存知か。

関戸議員：知りません。

上申書提出者：親告罪ではない。わかる方、お答えください。親告罪ではないですよ。警察が動いたのは、お尋ねで写真が警察に届いたので警察が動いただけの話。今の議員の議論は関戸さんに謝罪したらどうだと言わんばかりの質問だと思う。それでもされないのであれば、告訴すれば良い。告訴されれば警察がきっちり動くので、そこで白黒はつきりさせれば良いと思う。質問の中の、須藤議員と高桑議員、三者一緒に行って、チケット制だと、分けて考えたほうが良い、さくら祭りに招待されて、堀議員が言ったように、費用はかからない。市民体育祭の参加と同じで招待されても費用はかからない。会費制だと知っていて、知っていたからお酒を持って行ったと言われるが、そこに整合性が感じられない。お祭りに招待された、飲食を伴うのは、同じく行った須藤さんはチケットを買った。議会運営委員会での須藤さんの発言は、お金を払ってないという発言があったと思うが、そうではなかったようだが、須藤さんはチケットを買った、大野さんや鈴木さんや櫻井さんはチケットを買って、チケットと引換えに飲食物、それで、関戸さんは飲食してないんですよ、チケットが無いから。

関戸議員：飲食した。

上申書提出者：それは、どういう理屈で飲食しているのか。

関戸議員：先程から申し上げている通りで、会費としてお持ちしたということ。

上申書提出者：会費ではなく、飲食しているかどうか。

関戸議員：飲食しています。

上申書提出者：飲食は、どのようにされるのですか。他の方たちはチケットと交換ですよ。金券と焼きそばと交換です。もし、チケットを渡さず飲食したとなると、木村議員が言った通り、岩倉市の条例、提供を受けた、接待を受けた、そちらのほうでもだめですよ。招待されて、手ぶらでは行けないので酒を持って行った、あなたチケット買ったんでしょ。

関戸議員：購入していません。

上申書提出者：すると、2つのことに引っ掛かる。お酒を提供したことが寄附行為。これは刑法犯。チケットも渡さずに飲食したのは、先ほど木村議員が言われたような条例違反である。2つのことに引っかかっていますよ。しかも警察が来て、もう終わっていると、どういうことかわかりませんが、告発事案で警察が来ているなら、間違いなく書類送検されるはずである。送検されれば、あなたのもとに起訴・不起訴・起訴猶予というような手紙が来るはずですよ。そういうものは来ていないか。

関戸議員：来ていない。

上申書提出者：それであるならば、告発はされていませんよね。これはどういうことって警察が聞きに来ただけ。それを持ってして、手ぶらでは行けないね、お咎めなしとあなたが言うことですか。何をもってして、お咎めなしと判断したのか。

関戸議員：特に指摘が無かったので、そう判断した。

上申書提出者：自分で想像したんですよね。先輩議員の高桑議員から、お咎めなしだったと聞いたからではないか。先輩の高桑議員に酒を持って行くのが習慣だと言われれば持っていくのか。

関戸議員：習慣というか通例で、そういうルールだと認識していた。

上申書提出者：だから公職選挙法に係る寄附行為、これが社会通念上でやられることが許されるという判断か。例えば、社会通念上、国府宮の裸祭り、文化伝統があるので裸で良い。祭りでなかったら公然わいせつ罪である。岩倉市議会の議員、歴代の人たちが、いつも祭りに酒を持って行く、議会代表として持って行くならわかる。会費の代わりに酒を持って行く、会費をお酒でもらうか。もう一つ腑に落ちないのは、掲示された部分、お酒の部分、あなたが会費の代わりに持って行って、会費を払った人は掲示されていない、掲示されていたのか。

関戸議員：特には掲示されていなかった。会費を払った方々。そこに掲示された理由はわかりません。

上申書提出者：その理由は僕の想像だが、お酒をもらったからですよ。飲食とは関係ない部分である。お酒を持って行ったから。前回の議会運営委員

会でも感じたが、今回のさくら祭りのお酒の寄附と、例えば、玉串料の寄附行為と一緒にしているが、神社の玉串料は寄附に当たらない。お供えであるから。お供えの後の直会の飲食物、それは分かる。玉串は肉や魚の代わりにお供えする。神社の神事と祭りとは分けて考えないと、関戸さんいかがですか。神社の行事と祭りはイコールですか。

関戸議員：事例に挙げたのが神社の話だったが、それ以外に西市地区・本町地区合わせて、例えば盆踊りとかあるが、その時の会費、そういうこととごちゃまぜになっていて申し訳ないが、神社の話とさくら祭りの話は別かという質問に対しては、いっしょに考えてしまっていた。

上申書提出者：考えて、今はどうか。

関戸議員：回答に困るが、今も、会費、玉串料は寄附行為ではないかと考えている。

上申書提出者：私が質問したのは、

黒川議長：質疑が多岐にわたっているので、

上申書提出者：質問に対して回答がずれているからである。私の質問の回答を求めてください。

黒川議長：関戸議員。

関戸議員：質問は、玉串料とさくら祭りのことが同じかどうか。

上申書提出者：神社の行事とさくら祭りが同じか。

関戸議員：同じ行為だと思う。

上申書提出者：結論を出す場ではないですし。もう一つ、関戸議員は高桑議員に慣例で持って行くと言われて酒を持って行ったが、今の気持ち、高桑議員に騙されたという気持ちがあるか。

関戸委員：騙されたとは思っていない。

上申書提出者：騙されたとは思っていない。先輩議員が言ったから法律違反でも許されるのではないかということか。

黒川議長：柴田さん、ご指摘の点は、本人も先ほどの議員とのやり取りの中で、今どう思うかについては考えさせていただきたいとのことなので。ありがとうございます。先程申し上げたように、議員から聞きたいことをいただきました。

堀議員：今のやり取りの中で、西市の盆踊りの話が出た。盆踊りの会費という言葉もあった。盆踊りの時に会費として何か持って行っているという意味か。

関戸議員：すみません失言です。訂正させてください。

黒川議長：訂正ではなくて、発言の取消ではないですか。

関戸議員：発言の取消です。

黒川議長：いろいろとご発言いただいた。関戸議員本人も現在どういう認識であるかは考えさせてほしいとのことでした。本日の関戸議員の問題はここまでとさせていただく。あとは議員各位でよく考え判断していただきたい。

続いて、須藤議員の発言に関して上申書が提出されている。しかし、先程須藤議員から、平成28年、自分も花見会に行きました、その時チケットを購入しましたという発言があった。上申書によると、須藤議員が接待による飲食を受けたかのように、録音テープからそのように受け取って、これは政治倫理条例に反するのではないかという上申書である。この件について次の議題とする。上申書提出者の柴田さんから趣旨の説明をお願いします。

上申書提出者：11月27日の議会運営委員会の傍聴者として、須藤議員が発言した内容の中に、お金を払っていないということがあったので、この問題にしたが、先程の話では、28年はチケットを買って飲食しているということなので、上申書の内容が変わってくるので。その時の発言が、今、須藤議員が言われることと整合性はあるのか。

黒川議長：須藤議員、説明をお願いします。

須藤議員：議運での発言の整合性と言われましたが、2人は会費としてお酒を持って行ったが、私は後から来て、平成28年はチケットを購入して食事をしたわけである。状況を知らなかった。最初はお酒を持って行かれていたことも知らなかった。翌年からは3人ともチケットを購入して飲食したということである。

木村議員：今言われた翌年からというのが、11月27日の議会運営委員会の議事録4頁から5頁にかけて記載されている。

須藤議員：今年からというのは29年。

木村議員：翌年からというのは、自分のことではなく関戸議員のことを言ったと捉えてもよいか。

須藤議員：そういうことです。翌年からは3人共がチケットを買った。

黒川議長：翌年からというのは県議会議員を含めて3人か。

須藤議員：翌年はお酒は持って行っていませんよ。

黒川議長：不明ですね。曖昧なことを発言されると他に影響もあるので、自分で確信できる事実に基づく発言をしてください。須藤議員、自分自身に関して、再度整理して、平成28年、平成29年以降、自分はどのようなことをしているのか発言をお願いします。

須藤議員：私は最初からチケットを買って飲食してます。

黒川議長：柴田さん、発言はよろしいですか。

上申書提出者：結構です。チケットを買ってるんですから。何もありません。

ただ、少しよろしいですか。聞き捨てならないのは、県議もチケットを買っているのはというのは事実ですか。

須藤議員：翌年は。翌年29年。

上申書提出者：それは、とんでもないことである。29年、お酒も持って行って。これが通るのか、岩倉市議会は。須藤議員は、3人がいっしょに行き行ってチケットを買っている。関戸議員は、自分自身は29年30年は持って行ってないが、慣例だから高桑県議は持って行った。須藤議員も言われたが、県議は県の選管ではない。勘違いされている。岩倉市が選挙をするんですよ。有権者は岩倉市民。岩倉市が送り出す県議会議員だから、認識が違う。

黒川議長：整理すると。

上申書提出者：私からは以上です。

黒川議長：須藤議員、発言がありましたら。

須藤議員：柴田さんが言われた県の選管は、私の不勉強だったので訂正する。

黒川議長：もう一点。28年以降の自分の行動と、29年以降は3人ともチケットを購入しているという整合性が取れていない。関戸議員は、29年は失念して覚えていないと言われて、30年はチケットを購入した。県議会議員は、28年以前からずっと酒を持参していると先程来の発言の中身である。このことと、須藤議員が言われた、翌年から3人ともチケットを購入したということと整合性が取れていない。その点において発言を訂正するのであれば、訂正してください。

須藤議員：私自身はチケットを買って毎年行っているが、29年度からの県議会議員と関戸議員については、記憶が定かではない。二人のことは。

黒川議長：わからないということか。

須藤議員：わかりません。

黒川議長：わかりました。上申書に基づき、須藤議員の発言に関する議題はこれをもって終わります。

(2) その他

黒川議長：協議いただきたいのは、11月20日の全員協議会で、須藤議員から「議会運営委員会は横暴」との発言があった。この件について、12月5日の議会運営委員会で、須藤議員も出席して協議した。その時、須藤

議員から「よく考えさせてください。」ということで、本日の臨時全員協議会で須藤議員の考えを聞くということにした。須藤議員から自分の考えを述べていただきたい。

須藤議員：議会運営委員会から時間をいただいたことにお礼申し上げる。

11月20日全員協議会で「議運は横暴だ。」と発言した。なぜ議運は横暴だと発言したのかを答える。一つ目は、タブレット導入の件で、議運の中で、創政会として、なぜタブレットを導入するのかという疑問について議論が尽くされていない状況の中で、予算要求をするのはいかなものかと言っていたのに、議長の権限で予算要求したこと。二つ目は、9月定例会の議運で、関戸議員が請願者に圧力をかけて請願を取り下げようような行為をしたとして、議長から議運に諮問が出され、その諮問を受けて議運で調査した結果を本会議の最終日に議運の委員長が報告して、関戸議員に謝罪させた件について、議長と議運の委員長で決めたようだが、本会議で報告することを私は聞いていない。三番目に、10月18日付けの市長への申入書の件で、議運で創政会の意見が出されたのに、再度議運を開催して検討されず、そのまま市長に提出されたこと。以上の点で私は「議運は横暴だ」と発言した。議会基本条例第5章議会運営の第16条2項では、「議会は合議制機関として円滑で効率的な運営に努めなければならない」としているが、現状の議運の運営を見ていると、合議制機関として機能していないことがあったと思っている。単に賛否を述べ合い、その数で決定するような勝ち負けの話し合いではなく、合意形成できるような話し合いを行っていただきたい。また、議会基本条例第20条1項に「議長は議会を代表し議場の秩序保持を議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない」とあり、第2項では「議長は議会全体の代表者として中立性のある活動を行うものとする」とあるので、公平公正な議会運営に努め、中立性のある行動を取っていただきたいと思っている。今後は、議運で物事を決めるときは、ゆっくりと時間をかけて、その場での判断をせず一度会派へ持ち帰って、各会派で相談できるように配慮していただけるようお願いいたします。以上の点で私は「議運は横暴だ。」と発言した。

黒川議長：ただいま須藤議員から「議運は横暴だ。」とする発言の考えを述べていただいた。各議員から発言があればお願いします。先に議会運営委員会委員長である堀議員の発言をお願いします。

堀議員：今の発言は、11月20日の全員協議会の発言と若干変わってきている。11月20日では、須藤議員は「私が委員長の時からそうなってし

まった。多数決で決める。全部決めるんですよ。その前の宮川議員のときからか。」と最終的に多数決の議決を横暴だと言われていた。私が議運の委員長になって、そのことを、議会の運営自体を横暴だと言うなら、それは受け止めて反省しなければいけないと前置きで言った後に、須藤議員が「そうではない。」「組織的な問題、過去からの」それで横暴だと言われていた。いろいろ準備されて丁寧に読み上げられたが、11月20日の全員協議会の発言と違っていることについて説明してほしい。

須藤議員：11月20日は混乱していたので、そういう発言をしたと思う。前からというのは、今年だけではなく、その前4・5年前からそういう状況になっていた。多数決で最終的に決めてしまうということになったが、多数決でも話し合いをまず行って、納得して多数決で決めるのは良い。最近強硬にやっている気がする。やはり情報を各会派で共有したいので、議運の中で決めると少数になってしまうし、全員協議会の中では全員が情報を共有できるということもある。組織的な事ということもあるが、今回私が持っている不満は、今言ったのは1年間のことを言ったことです。

堀議員：この1年間の間に三つ程を述べられたが、的を得ているものかどうかを判断して発言したほうが良い。議長権限でということについては、議会運営委員会とごちゃごちゃになっているのではないかとというのがまず一点。議運で協議して決めて、それぞれの会派から選ばれた議運のメンバーが会派に持ち帰って、それを再度あげているという過程は踏んだつもりだったが、足りないという指摘であれば反省したいと思う。

木村議員：堀議員と同じ意見である。三つ、今年度の議会運営委員会の、須藤議員が問題として思っていることを述べられた。議会運営委員会で議論して、意見が分かれることがあった。例えばタブレットの問題は議会基本条例推進協議会でやって、最終的に議運でやって長く議論してきた。議論の長さや深さは人によって違うと思うし、議運の運営を振り返ると、意見が分かれた時は持ち帰って、次の会議で決めるということをやっていると思っている。須藤議員が問題だと思うのは、例えば、議長権限で、議長の判断で本会議でということところは、議会運営委員会の運営の問題ではないと思うので、その点は分けて考えたほうが良い。他と比較するとまでは言わないが、議会運営委員会は議会運営を判断するので、ある程度の判断ができる議員が選出されていると思うが、その議員が会派に持ち帰ったときの伝わり方に不十分さがあるのではないかと考えている。そういうところを含めて反省し改善しなければならないと考えている。私は議会運営委員会の運営は、横暴な運営はしていないと認識している。

鈴木議員：私は今年から初めて議会運営委員会の委員を務めている。先程須藤議員が言われた、合議制とか公平公正な議会運営で疑義があると言われたが、そんなことはないと思っている。そこで議論しながら話し合って方向性を見出している。各会派から代表として一人は議運にいるので、その意見は持ち帰って、どうしても決められないときは、そういう流れで運営されてきた。須藤議員も議運の委員長をされたという経緯もある、須藤議員が議運の運営に問題があるということなら、そこで発言いただければ良いと思うが。この発言をしたきっかけというのが、先程協議されていた関戸議員の寄附行為の問題をどう扱うかという場面での発言であったと思う。かねがね思ってみえたことが、そこで爆発したのかと思いますが、不本意な発言だったと感じている。議運のメンバーとしては真摯に議会運営に取り組んでいるつもりである。

鬼頭議員：公明党2人は少数会派であるが、その意見を代表して発言している。三点目のところで、申入書の件で、最終決定される前に出されたようだが、申入書の内容について堀委員長から「この内容で出します。」とメールが来た。それに対し、このように直したらどうかという話をした。その後、こういった形で出しますよという、内容についての最終確認が私には無かった。確認無しで出されたことは疑念が残る。その部分についてはそう思う。

堀議員：弁明させてください。最終的な文面で、梅村議員からも指摘があった。2人から。その部分については直して出すことになっていたが、何かの手違いで、余分なところを削るはずであったが、私自身もわからなかった部分で、事務局を含めての不手際があったと思う。

木村議員：申入書の件は、最終的に皆さんの意見を加えて、委員長が文章を作って、最終的に委員長と副委員長と議長と話して、こういう内容で出して行こうと決めたと思います。それがそのまま出てるかどうか、今言われた問題点もあるようなので、副議長は見てるので、他の2人の委員に示せなかったのは落ち度があったと思う。反省しています。

堀議員：申し訳ありませんでした。

関戸議員：1・2・3の指摘の中で、2は私のことで、2・3については梅村議員に交代してやっていただいたので、梅村議員に発言を促していただきたいと思います。1に関しては、議運でタブレットについては公費を使うのは反対という意見だったが、公費を使ってということで、議長判断で出された。議運で判断したかは私にはわからないが、1については議長判断で出されたと思っている。

梅村議員：鬼頭議員が言われた3の申入書について、私が代わりに議運に出て、文書で申し入れるところまでは私が出ていた。その後は、正副委員長で文案を作って、それ以降は私は議運に出ていないが、関戸議員が正式な議運のメンバーなので、関戸議員から、堀議員から文面が来たと教えてもらって、ここはこうすべきではないかと関戸議員に返して、私の意見を伝えてもらった。2の本会議の報告に関しては、関戸議員の代わりに出たが、最後の報告をどうするかというところが、最終日の議運でやったのか、最終日の議運については私は出ていないのでわからないが、どういう報告の仕方をするのかがはっきり決まっていなかったのではないかと、外から見ているとそんな感じを受けた。そのような状況であった。

関戸議員：追加での私の考えであるが、3に関して、文案をこのようにしたら堀議員にメールを出したが、その後、議運があって、そこで諮って文案を決定して出されるのかなと勝手に思っていた。それは無かったので、どうかと感じている。

堀議員：あの時は時間がなくて、メールでのやりとりになっていた点は反省したいと思う。

黒川議長：11月20日の横暴だとの発言をどのように考えるか。今の時点の横暴の内容が違ってはきている。鬱憤がたまっていたと。今言われた1から3のことは別の場でも構わないし全員が集まる場でも構わないが、ただし、ここで問いかけているのは、11月20日の横暴だという発言について、今どのように考えているか、それをお聞かせいただきたいのですが。

須藤議員：横暴という言葉...

黒川議長：その前に他の議員の発言を求めます。

宮川議員：そもそも議会運営委員会の全会一致を問うたときの議会運営委員会の委員でしたので、記憶に従って発言させていただく。先程言ったように、以前は、議会運営委員会は全会一致を持って決めるというルールだった。たしか補正予算の関係と記憶するが、ある会派の方がイデオロギー上、このことには賛成しかねるということがあり、ずっと停滞していた。市民生活に関わる予算のことなので、そのことで市民に迷惑をかけることは本意ではない。少数意見を十分に配慮したうえで、きちんと話し合っ、採決に持ち込むという条件付きで全会一致制を解いたと記憶している。そういう意味合いでは、須藤議員の議会運営委員会の発言は一部一理あると聞いていた。議論を尽くすということが私たちにとって大切なことである。国会と違って言論の府とまでは言わないが、それを岩倉市のレベルで担っているということで重いことと考えている。ただ、私もそうであるが、議

会運営委員会の委員長の経験者として、最終的な判断を多数決で決めるということを否定するよう取られるような発言は良くなかった。言っている意味合いは十分理解した上で、最終的な発言に関して、どうしても議論を尽くしても尽くしきれない、最終的に判断する段階で採決しなければならないというのは、一つのルールなので、それを否定するということに関しては、いかななものかなと感じている。

黒川議長：この件に関して、まだ発言されていない議員の方、発言願います。

梶谷議員：議会運営委員会はどんな少数会派からも代表を出して構成しているので、須藤議員の発言の後、少数会派だから意見が通らないと言われていた議員もあったが、おかしいと思う。議会運営委員会はどんな少数会派だろうとメンバーを選出して入ってもらっている。議会運営委員会そのものが民主主義にのっとらないものではないことは、皆で共通認識としなければならない。賛否が分かれたところでは丁寧にしていく努力はしてきたと思うし、3については、最終文書を確認できなかったことはあるので、議運委員長が今後気を付けると言われたので、気を付けてもらいたい内容はあるが、議会運営委員会に選ばれた議員がきちんと判断して、自分の会派に持ち帰って報告し、会派の意見を議会運営委員会へ戻すというルールを全ての会派できちんとされているかどうかを問われる内容だと思う。結論が出ていない問題については、会派の中で意見をもらって、議会運営委員会に戻して話し合っていくルールを問い直すことが必要と思う。あの時の20日の発言は混乱していたと言われるが、その発言については、いかななものかと不適切だと思う。

黒川議長：次に相原議員、お考えがあれば。

相原議員：梶谷議員の話は誤解されている。2人の少数会派ということは言いました。ただ私が申し上げているのは、全会一致のことをお願いした。議運で。それが最近、結論は最終的には出さなければいけないが、結論の出し方が早すぎると申し上げた。以上である。

黒川議長：次に塚本議員、お願いします。

塚本議員：岩倉市議会の議員は15人になった。その中で、弱小会派とか少数会派という言葉はやめましょう。かつて私も経験あるが、2人の会派で議長になったときがある。大先輩の当時の井上議員が議長となった。それなりの形を取ってきている。それぞれがしっかりした政策集団としてあれば、みんなが認めると思う。議運の中身の議論の仕方がどうあれ、議会運営委員会が横暴だと言う言葉自体が、現状動いている組織を横暴だと言うところに問題であると思う。混乱していたからと、私の不満だからと、そ

れぞれに不満はある。それはそれぞれに判断して言葉としては言うてはならない言葉である。議会運営委員会を横暴だと言うならば、個人的には撤回すべきと私は思っている。

黒川議長：続いて櫻井議員、お願いします。

櫻井議員：私は当初の2年間議会運営委員会にいた。総務委員長として委員会代表質問をまとめた。その中で、全員で協議して結論を出したということをやったという経験があるので、その重みは、須藤議員が言うところである。須藤議員が当時混乱していたということもあるが、人間なので、その気持ちはよくわかる。合意をとるために苦労したということは、総務委員長としては広報の委員長としても重々承知している。以上である。

黒川議長：続きまして、大野議員。

大野議員：11月20日の全員協議会は、過去に遡って議運が横暴だというふうに受け取れることが一番の問題だと思う。昨年、議会運営委員会須藤委員長の元、私は副委員長であったが、その時まで横暴だと言われると心外である。あの時は委員長の元、話合いでやっていたと思っている。すべてが否定されてしまうとそれは違うと思う。今年度のことは今年度のこと、過去に遡ってそう思われているのであればそういうこと。再度説明していただきたい。

黒川議長：ひと通りご意見をいただいた。意見を聞きながら、須藤議員の11月20日の自らの発言について、今の考えを、これが最後ではないが、はっきりと自分の考えをみなさんに伝えていただきたい。須藤議員。

須藤議員：みなさんの質問に答えなくても良いか。

黒川議長：答えなくても良いです。

須藤議員：11月20日の全員協議会での私の発言「議運は横暴だ。」という発言について、皆が不適切・不穏当だと言われるならば、議運のみなさま、議会のみなさまを不愉快な思いをさせたことについてお詫びを申し上げたい。すみませんでした。

黒川議長：横暴という言葉を使ったこと自体について、不適切ではないか、撤回を求める意見もあったが、横暴という言葉を取り消すのか、撤回でよろしいか。

須藤議員：撤回です。

黒川議長：須藤議員の「議運は横暴」という発言を議員全員で協議し、議会として須藤議員の横暴という発言の撤回と陳謝を議長としては受け入れたと思うがご異議ございませんか。

各議員：異議なし。

黒川議長：ご異議なしと認めます。全員協議会の協議が2時間を経過しようとしている。本来このような問題は市民の皆様には胸を張れるものではない。議会でこういった問題が起きた時に、くさいものにはフタをしない。その問題に向き合っていくことこそ、議会改革、全国18位の岩倉市議会として、自律機能が発揮できるのではないかと思う。発言中、議長の不十分さもあったが、私も反省する。私は議長として、議員間の討議、その中での合意形成を重ねてみなさんをお願いしてきた。手続き上、決めるべき機関は議会運営委員会である。私が独断で行うのではなく、私はすべてのことは副議長と相談し議会運営委員会のみなさんと相談し、意見をいただいて進めてきた。そういったことに対して私は胸を張って言いたい。皆に迷惑をかけているところもあるが、その点は糧としながら進めてまいりたいと考えている。本日は2時間に及ぶ長時間、傍聴の皆様にもしっかりと聞いていただいた。岩倉市議会の生の姿を見ていただいた。他市議会が視察にみえて、1月を含めるとその数は30になる。みえた方の感想として言われることは、岩倉市議会のみなさんはまとまりがいいですねと言われる。それは、何かあればこうして15人全員が集まるので、そういったことが土壌としてあるのではないかなと思うところである。今回の議論をみなさんがどのように受け止められたか、その場だけの話ではなく、まだまだ任期として残っている。心の中でそれぞれが教訓として受け止めて、市民の皆様のためになる議会、それを構成していく議員として、本来の責務を今後とも発揮し、活躍を願う。議長からお願いするところである。貴重な時間を割いてお越しいただきましたサポーターのみなさま、傍聴のみなさま、ありがとうございました。今後とも議会に対してご理解ご協力をお願いします。これを持ちまして臨時の全員協議会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。